

## 規制制度改革第3クールの進め方に関する提案

2011. 10. 18  
M I C G 大上二三雄

## ●規制制度改革を巡る、40代次世代リーダー達の声サマリー

- ①小泉さんが降板して以降、建築基準法や金融証券取引法、消費者保護法など規制強化ばかりでは？インターネットによる薬の販売や混合診療の解禁など、些細と思える事が何年議論しても実現しない状況には不信感を感じる。
- ②TPPなど、韓国や中国との競争を考えれば当然検討すべきところ、入口の議論がだらだらと続く。税金やエネルギー、雇用規制の問題を考えれば、このままではグローバル企業は皆、日本を出て行く。多くの日本企業がアジア本社（金・人材・納税）をシンガポールに移しつつあるのを、政治家は知っているのか。
- ③結果平等を目指す政策は、日本をユデガエル状態にする。機会均等とセーフティネットの下での競争促進政策による生産性向上が必要なところ、ここ数年の政策は競争に後退的なものが多いように感じる。
- ④自分達を含め多くの国民には、規制制度の問題は専門的であり理解しにくい。だからこそ、政治の説明責任が問われるが、総理が頻繁に交代し、政治への信頼感が醸成されない。
- ⑤会社を変えるリーダーは、危機感の醸成が上手い。国の仕組みを変える為には、強いリーダーシップと共に、そのような技術と戦術が必要だと思う。

⇒良質な企業や人材が海外流出して空洞化を招かない為に、強いリーダーが困難を撥ね退け規制制度改革を推進する事を支持する気持ちは有るが、現状には不満足。

## ●規制制度改革における本質的な課題と解決の方向性

- ①当事者である官僚には、自ら職務の壁を超えることは難しい。勇気とやる気を持ちうる上司のバックアップが必要。政治の役割は、上司にバックアップさせること。
- ②省全体で反対する規制制度改革は、大臣が強い意志を持たない限り実現出来ない。政治の役割は、総理が担当大臣に強い意志を持たせること。
- ③規制制度の技術基準には、時代遅れのものが山積み。霞が関には、予算に付随するビジネスや天下り先その他権益を産学民で守る、小さな原子力村がまだ沢山ある。
- ④複数の省庁を跨ぐテーマは扱いが難しいので発議する壁が高い。ましてや、省庁の管掌を変えるようなものは絶望的。政治が自ら動き意思決定しないと、実現はおろか議論する事も難しい。
- ⑤各々の規制制度にはそれ相応の理由があり、論理でだけで押し切るには相当な労力が必要。塹壕を作られ持久戦を挑まれると、常に時間切れで終わってしまう。

⇒（方向性1）テーマが大きくなるほど、政治レベルの介入と意思決定が必要であるが、現状はほとんどのテーマが、担当者から担当政務官レベルまでのもの。政治で扱う為に、関連テーマを取りまとめ大きな課題として、優先順位を付けて短期決戦を挑む。

⇒（方向性2）従来レベルのテーマに関しては、インセンティブとペナルティの両面を備えた制度を構築してルーティーン化する。委員会は、内容検討ではなく作業状況の確認に徹する。

⇒（方向性3）規制制度の枠組みそのものが、陳腐化して時代に合わなくなっているようなテーマは、むしろ法の全面大改訂を切り口に取り組むよう提起する。

● 取り組むべきテーマと優先順位（主要なもの：多くは、別紙「新成長戦略を実現するための規制・制度改革」に由来するが、一部、「小さな原子力村」の中で象徴的なものへの取り組みも加えた。）

① 地域エネルギーマネジメントを促進する改革

地域エネルギー（コジェネ、燃料電池、再生可能エネルギー等の分散エネルギーマネジメント）を促進する規制制度改革

② 医療改革

利用者視点、地域重視の医療  
医療の産業化を肯定

③ 規制制度のグローバル化

交通、著作権、金融、等

④ 農業改革

農地法の全面改定

⑤ 文化・観光行政の一元化と再編

文化財保護、旅館業法、国家PRの一元的推進と在外公館再編（JINTと国際交流基金）

⑥ 雇用改革

「新たな雇用の考え方」を整理した上で、それに即した規制制度改革

以上の中で、実現容易性と喫緊性、効果を考えると、①、③の一部、⑤の優先順位で取り組んでは、どうか？

（無論、政治的に優先順位を挙げて取り組む覚悟が有るなら、全てに全力投球も可能）

● （頭の整理として）規制改革を強力に推進するための11原則

① サンセット原則（居座り規制の排除）

一旦規制を行うと、規制官庁は、なかなか見直しをせず惰性で規制しつづける傾向にある。このため全ての規制にサンセット規定を。

c f . 風力発電や地熱発電と自然公園法の許可

## ＜過剰規制の慣性問題＞

大事件発生後、「過剰規制」に流れる傾向（金歯押し売り→混合診療、姉歯問題→建築基準法等）。頭が冷えたところに再度見直す必要大。

### ②目的合理性原則（行政都合の排除）

規制を見直す際の基準として採用すべき原則。目的を達成するための合理的な手段であるか、より負担の少ない方法はないかを考える。新規規制については政策評価の対象であるが、既存の規制についても同様に、その規制の趣旨に基づいた運用を貫徹する。

c f . 保稅搬入原則

プロ／プロ規制とプロ／アマ規制を混在させない

### ③事前裁量から事後届出への転換

行政の許認可制度は、事後届出制への転換を図ることで、過剰規制の居座りの弊害を最小限化。そのためには、情報公開により関連する情報の量・質を高める事が重要。

c f . 保険外併用療養（いわゆる混合診療）

### ④材料基準から性能基準への転換

材料基準から性能基準への転換が叫ばれて久しいが、現実には依然多くの材料基準、あるいは似非性能基準が多く存在しているので、それらを不断に見直して行くと共に、使い勝手を改善するための規制のモジュール化を進めて行く事が重要。同じ文脈で、人的リソース用件も、成るべく組織能力の基準、もしくは情報公開原則に改めて行く。

c f . 金融商品取引業の登録

### ⑤全国展開を予定しない特区の活用

安全に係る規制の緩和など、安全確認の実証が必要なものなどについては、一部地域を特区として実証を実施。

c f . 外国人医師免許

### ⑥官民人材交流

役人が役所目線ではなく、国民・専門家目線で適切な規制を課するようにするため（規制部署等の）官民人材交流を促進。

・ 建築技術関連の技官

・ 農地法の許認可当局

⑦技術分野での委員会制度拡大

(国、独法、公益法人→新しい公共的な官民連携)

技術的な審査を必要とする安全規制等については、性能基準への転換を図るとともに、規制主体を国や独法、公益法人などに一元的に管理させるのではなく、「新しい公共」の観点から、民間事業者が一部を分担して担う事を推進する。

c f. 木材の性能基準

⑧チェックアンドバランス原則（ブラックボックスの排除）

規制根拠が存在しない等ブラックボックス化している分野は、適切なチェック機能を外部に構築し、常に緊張関係を持たせる。

ノーアクションレターの活性化・対象化も検討

c f. 外務省の訪日中国人の査証発給基準  
公正取引委員会

⑨実施状況ローリング（PDCAサイクル）

「検討する」と書いて、検討した結果、何もしない、という状況を見過ごしてはならない。このため、毎年実施状況をローリングし、外部チェックを行うべき。

c f. 行政監査制度の実効化

⑩方向性の維持

「検討する」と書いて、行われた議論とは全く別の方向で検討する、というようなことがあってはならない。規制改革分科会での議論を踏まえて各省が、方向性を維持した検討を行うため、事務局レベルの定期的な方向性の確認を制度上義務付ける。

⑪グローバル基準

既にグローバルで普及した規制の考え方が存在する場合、規制のデフォルト値はグローバル基準とする。日本独自の規制を設ける場合は、その背景として存在する日本の独自性を的確に説明しなくてはならない。

c f. 金融業、航空機安全規制、船舶安全規制、等

## 「新成長戦略」を実現するための規制・制度改革

2011. 10. 18 MICG 大上二三雄

1. **グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略**
  - (ア)地域エネルギー（ガスコジェネ、燃料電池、再生可能エネルギー等の分散エネルギーマネジメント）を促進する規制・制度改革
  - (イ)再生可能エネルギーおよび分散電源システムを、法制度上の公益認定
2. **ライフ・イノベーションによる健康大国戦略**
  - (ア)従来の一部開放・改革から、利用者視点、地域重視の医療・介護へ大きくスタンスを転換する。
  - (イ)医療の産業化について肯定する前提のもとに、現在の様々な規制・制度を見直す。
3. **アジア成長戦略**
  - (ア)国内規制・制度のグローバル化を特区中心に先行して実施し、EPAやTPPのスムーズな推進に備えるという考え方をとる（交通、著作権、金融、等）。
4. **観光立国・地域活性化戦略**
  - (ア)農林水産業の規制・制度改革
  - (イ)文化行政と観光行政の一元化による、日本の国家PRを推進するための一元的な国家PR担当組織
5. **科学・技術・情報通信立国戦略**
6. **雇用・人材戦略**
  - (ア)雇用に関する考え方を抜本的に改め、成長戦略に貢献する「新たな雇用の考え方」を徹底的に整理する。

## 7. 金融戦略

(ア) ソブリンファンドの設定：円高を利用した資源・インフラ投資を推進

(イ) 対外・対内投資促進のため投資行政をグローバル化：法制度や法務・会計等サービス業務のグローバル化を推進

(ウ) 金融行政の改革・開放を推し進める

- ① 業際規制等、日本独自の業務規制を撤廃する。
- ② 金融庁検査の簡素化および日銀検査との一元化
- ③ 外国為替特別会計の本邦金融機関による活用促進
- ④ 経済、財政、金融政策の一体化のため、財務省と金融庁の再統合

(エ) ODA を金融戦略に活用する

- ① 2001年の911テロ後において、国連の対外援助ミレニアムゴールをまともに追いかけているのは、先進国中日本だけとの身内の評価。
- ② フェアプロセスには時間が掛かり、為に事業が有望で国益にかなう案件は他国にさらわれ、残された美味しくない案件の援助は日本、受注は中国、韓国企業という構図。
- ③ 外務省の経済リテラシー向上と併せ、JICA改革は取り組むべき重要テーマ。理事長に民間を充てる人事が鍵。

## 8. 政治主導が必要となる重要共通施策

(ア) 規制制度改革：グローバル基準を積極適用し内なるグローバル化を促進

(イ) 国家戦略局：省庁横断テーマの洗い出しと改革システムを設計

(ウ) 在外公館や各種公的組織の海外事務所を組織再編

- ① 経済外交機能強化、具体的にはジェトロ等をリニューアルして、日本版IEシンガポール(International Enterprise Singapore)、シンガポールEDB(Economic Development Board)を設立し、在外公館の経済担当公使と連携。
- ② 日本PR窓口機能の一元化。具体的にはJINTと国際交流基金の海外事務所を統合し、Japan Bureauとする。